

鈴鹿市告示第 5 号

鈴鹿市狭あい道路拡幅整備要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 1 月 1 8 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市狭あい道路拡幅整備要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市狭あい道路拡幅整備要綱（令和 3 年鈴鹿市告示第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（寄附） 第 3 条 市長は、拡幅用地及びすみ切り用地（以下「拡幅用地等」という。）の所有者が次の各号に掲げる全ての要件を満たす拡幅用地等を市に寄附しようとするときは、当該所有者に対し、拡幅用地等寄附申出書（第 1 号様式）その他必要な書類の提出を求めるものとする。 （1） 拡幅用地等の接する狭あい道路が個人又は法人<u>（市を除く。第 6 号において同じ。）の管理する</u>ものでないこと。 （2）～（6） 略 <u>（7） 拡幅用地等の全てを寄附すること。</u>	（寄附） 第 3 条 市長は、拡幅用地及びすみ切り用地（以下「拡幅用地等」という。）の所有者が次の各号に掲げる全ての要件を満たす拡幅用地等を市に寄附しようとするときは、当該所有者に対し、拡幅用地等寄附申出書（第 1 号様式）その他必要な書類の提出を求めるものとする。 （1） 拡幅用地等の接する狭あい道路が個人又は法人<u>の所有する</u>ものでないこと。 （2）～（6） 略 <u>（7） 拡幅用地等のうち、前項の規定に基づく寄附をしないものがないこと。</u> <u>（8） 次条ただし書に該当する場合にあっては、拡幅用地等の拡幅工事が完了していること。</u>

(8) 略 2～4 略 (拡幅工事) 第4条 市長は、前条第3項の規定により土地所有権移転登記を行った場合には、予算の範囲内で当該拡幅用地等について舗装等の拡幅工事を行うことができる。 (報償金の交付) 第5条 市長は、別に定める要件を満たす場合、拡幅用地等の所有者に対し、予算の範囲内で報償金を交付することができる。	(9) 略 2～4 略 (拡幅工事) 第4条 市長は、前条第3項の規定により土地所有権移転登記を行った場合には、予算の範囲内で当該拡幅用地等について舗装等の拡幅工事を行うことができる。<u>ただし、当該拡幅用地等の所有者が営利を目的とする不動産の販売の事業を行おうとする場合は、この限りでない。</u> (報償金の交付) 第5条 市長は、別に定める要件を満たす場合、拡幅用地等の所有者に対し、予算の範囲内で報償金を交付することができる。<u>ただし、当該所有者が営利を目的とする不動産の販売の事業を行おうとする場合は、この限りでない。</u>
---	---

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

土地所有者 住 所
氏 名
電 話（ ） —

（建築行為の予定がある場合）

建 築 主 住 所
氏 名
電 話（ ） —

拡幅用地等寄附申出書

鈴鹿市狭あい道路拡幅整備要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記の土地を道路敷地として鈴鹿市に寄附します。

記						
土 地 の 表 示						
鈴鹿市						
町 又 は 大 字	字	地 番	地 目	地 積（㎡）		摘 要
						拡幅用地 すみ切り用地
						拡幅用地 すみ切り用地
						拡幅用地 すみ切り用地

添付書類

- ☐付 近 見 取 図 都市計画図等に拡幅用地等を明示すること。
- ☐配 置 図 狭あい道路の中心線及び拡幅用地等並びに予定建築物等の土地利用計画を明示すること。
- ☐公 図 拡幅用地等の分筆後のものに限る。拡幅用地等を明示すること。
- ☐地 積 測 量 図 拡幅用地等の分筆後のものに限る。拡幅用地等を明示すること。
- ☐全部事項証明書 拡幅用地等の土地の登記に関する全部事項証明書（抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないもの。）
- ☐登記原因証明情報及び登記承諾書
- ☐印鑑登録証明書（原本に限る。）
- ☐現 況 写 真（拡幅用地等の境界及び全景がわかるもの。）

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定は、この告示の施行の日以後に寄附を受ける鈴鹿市狭あい道路拡幅整備要綱第 3 条第 1 項に規定する拡幅用地等（以下この項において「拡幅用地等」という。）について適用し、同日前に寄附を受けた拡幅用地等については、なお従前の例による。